

# 答 申 書

神戸らしい緑地施策のあり方について  
～市街地の良好な環境を形成する緑地や風致をまもり育てる～

平成 20 年 4 月

神戸市公園緑地審議会

平成 20 年 4 月 24 日

神戸市長 矢 田 立 郎 様

神戸市公園緑地審議会

会長 杉 本 正 美

## 神戸らしい緑地施策のあり方について

～市街地の良好な環境を形成する緑地や風致をまもり育てる～  
(答申)

平成 19 年 7 月 24 日に諮問を受けた、神戸らしい緑地施策のあり方について、  
本審議会は慎重な審議を重ねてまいりましたが、その結果を次のとおり答申し  
ます。

## 目 次

1. はじめに	1
2. 緑をまもり育てるための施策に関する現状と課題	3
(1) 緑をまもり育てるための施策の現状と課題	3
(2) 審議会における検討事項	4
3. 今後の市街化区域における神戸らしい緑地施策の新たな展開	6
(1) 課題に対する基本的な考え方	6
(2) 課題に対する具体的な取り組み	7
(3) 「協働と参画」を実現するための広報・啓発の取り組み	9
(4) 施策の実現に向けて	9
4. おわりに	12

### 【補足資料】

用語解説	13
------	----

### 【参考資料】

1 神戸市公園緑地審議会規則	16
2 神戸市公園緑地審議会運営要領	18
3 諮問書	19
4 神戸市公園緑地審議会委員名簿	20
5 審議経過	21

# 1. はじめに

神戸は、海と山の豊かな自然環境のもとに都市が広がり、他の都市にない地形の変化に富んだ明るく開放的で、緑豊かな美しい街並みを形成している。

これらの自然環境や街並みを形成する緑は、100年前には荒廃していた六甲山系の植林や、昭和46年から始まる「グリーンコウベ作戦」の展開など、先人たちのたゆまぬ努力によって築き上げられてきた。そしてこの緑は、その存在によって幾多の災害を乗り越え、安全・安心なまちづくりや美しい景観づくりの礎となってきた。

これらの緑をまもり育てるため神戸市では、昭和12年の「風致地区」指定に始まり、昭和43年の「特別緑地保全地区」、平成4年の「みどりの聖域」、平成10年の「人と自然との共生ゾーン」等、約70年の間に数多くの施策を導入してきた。

その結果これらの施策は、骨格となる山地における自然緑地の保全、六甲山系南面の緑豊かな住宅地における良好な景観の保全、ため池や渓谷等の風致要素をもった自然緑地の保全に大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、神戸市がこれまでに取り組んできた緑をまもり育てるための施策の多くは市街化調整区域を対象としている。市街化区域については風致地区以外の施策を導入してこなかったため、開発時に緑との調和が図られないケースや、緑が保全・創出された場合でも二次開発等で失われるケースが数多くみられる。

一方、昨今では、地球規模の温暖化をはじめとした環境問題が広く一般の人々まで認識され、ヒートアイランド現象の緩和や景観向上等、都市における環境の保全が重要な課題となっている。

また、少子高齢化や人口減少が進み、人の価値観も物の豊かさから心の豊かさへと変化しつつあり、身近な里山の保全活動等多様な場面で市民の社会参加が拡大している。

このような流れの中、六甲山系と海の間を展開する、或いは田園や里山につながる緑豊かな美しい街並みの形成に向けて「神戸らしさ」を活かしていく緑地施策のあり方について検討することが求められている。そこで平成19年7月24日、本審議会に対して、「神戸らしい緑地施策のあり方について」諮問された。

かねて神戸市では、緑に関する様々な施策を展開しており、これらの施策のうち重要な事項については本審議会において調査・審議を行っている。平成2年に答申した「市街化調整区域における緑地の保全と活用の基本方針について<sup>\*1</sup>」の中では、“市街化調整区域の緑をまもり育てる”ことについて審議した。平成15年に答申した「神戸らしい総合的な都市緑花施策のあり方について<sup>\*2</sup>」の中では、“緑をつくり育てる”ことについて審議した。

この度の「神戸らしい緑地施策のあり方について」の答申は、今まで重点的に審議されてこなかった“市街化区域の緑をまもり育てる”ための望ましい施策のあり方について検討したものであり、風致地区内建築等審査部会と計画・緑化部会の合同部会による具体的な討議をベースに審議を行い、その結果を取りまとめたものである。

※1……「市街化調整区域における緑地の保全と活用の基本方針について（答申）」

市街化調整区域の緑地を自然環境、防災、レクリエーション、景観等の観点から緑地の重要度を評価し、保存区域、保全区域、育成区域、調和区域の4区域に区分して、それぞれの区域における保全と活用の方針を示したものである。この答申後に「みどりの聖域」の制度が創設された。

※2……「神戸らしい総合的な都市緑花施策のあり方（答申）」

緑の基本計画（グリーンコウベ21プラン）における都市緑花の行動計画のあり方を示したものであり、市民が取り組みやすくするため、5つの基本方針と、協働と参画で取り組む多様な緑花施策をとりまとめた。



そこで、このような状況を整理して、神戸市における、緑をまもり育てるための施策に関する現状と課題を以下のとおりまとめた。

**[現状と課題①] 緑をまもり育てるための地域に指定されていない市街地及びその周辺にも一団の良好な緑が存在する**

市街地の中でも過去に開発を受けずに残されているまとまった緑、過去の開発事業において周辺緑地等として保存された自然林や、造成法面や宅地内に新たに創出された緑が存在するが、これらの緑も二次開発等によって消失することが多い。

**[現状と課題②] 緑をまもり育てるための地域に指定されていない市街地にも貴重な屋敷林等の緑が点在する**

旧市街地には、社寺の緑や邸宅の緑等、小規模な緑が存在している。これらは比較的緑の少ない旧市街地の景観維持に寄与しているが、開発等に伴いこれらの緑が消失することが多い。

**[現状と課題③] 風致地区の周辺地域では、建築物や緑に関して景観上の差異が生じている地域がある**

風致地区内では建築等の際にも緑量がある程度確保されるが、風致地区から道一本外れると、高層マンションが建設される、緑が著しく少なくなるなど、差異のある景観を呈している地域もある。

**[現状と課題④] 風致地区等に指定されている地域においても、緑や優れた景観が損なわれている所が存在する**

現行のこれらの地域は、優れた風致や緑の景観を維持することを目的に指定されているが、その目的が十分果たされていない所もある。

**[現状と課題⑤] 現行の緑地施策では、協働と参画により私有地の緑をまもり育てる仕組みが少ない**

現在の神戸市ではボランティアの活動が盛んになってきており、公園内の森の手入れに関しては「まちの美緑花ボランティア」等の制度がある。一方、私有地の緑を市民と市による協働と参画でまもり育てる仕組みが少なく、増えつつあるボランティア等の活動できる場も限られている。

**(2) 審議会における検討事項**

上記の現状と課題を踏まえた上で、今回の審議では、まもり育てるための施策が比較的少ない「市街化区域の緑のあり方」に重点を置き、検討事項を以下の3点に絞った。

- ・ [現状と課題①] に対して、市街地に残る一団の緑のあり方を検討する。
- ・ [現状と課題②] に対して、市街地に点在する緑のあり方を検討する。
- ・ [現状と課題③] に対して、風致地区周辺地域のあり方を検討する。

なお、[現状と課題④]の「風致地区等に指定されている地域においても、緑や優れた景観が損なわれている所が存在する」ことについては市において、その緑地施策の目的に鑑みた適切な指導を事業者に対して行うことなどが必要である。

また、[現状と課題⑤]の「協働と参画により緑をまもり育てる仕組みが少ない」ことについては、上記3つの課題の検討にあたって考慮していく。具体的には、民有地の緑を市民と市による協働と参画により、まもり育てることができるよう施策を考えていく。

なお、審議の対象は図2のとおりであり、検討事項の対象は図3のとおりである。

図2. 審議の対象

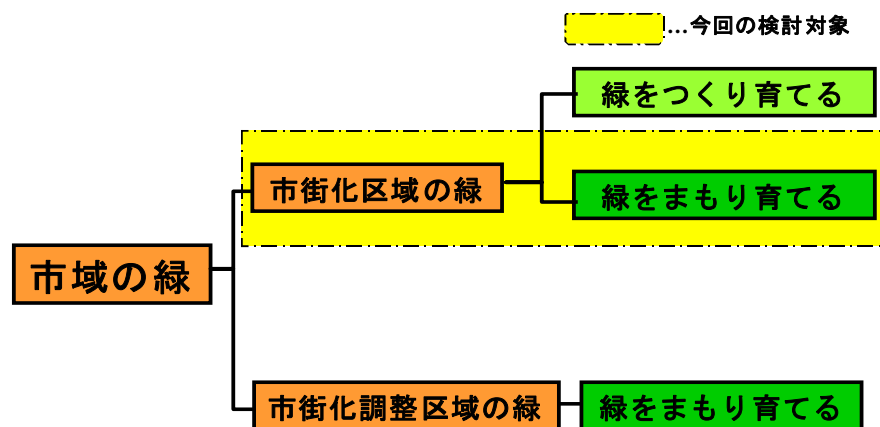
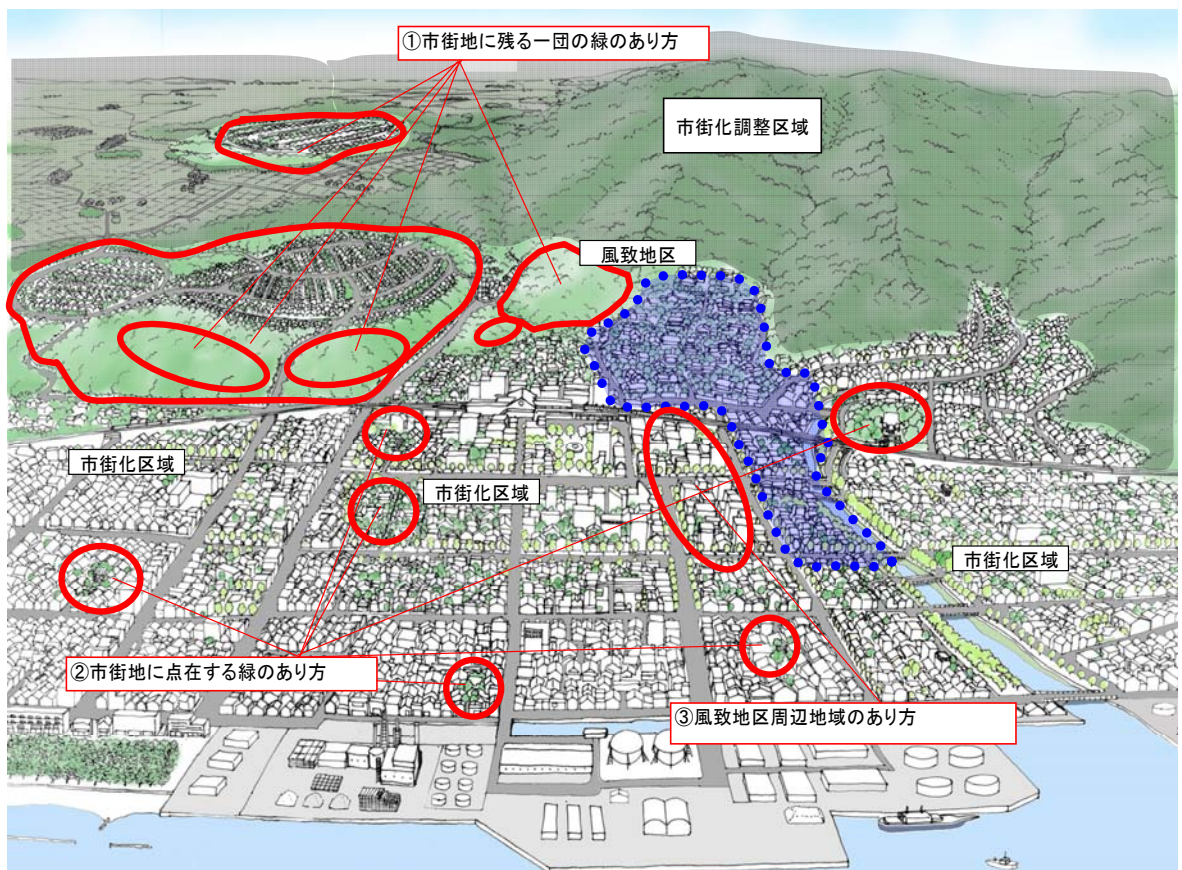


図3. 検討事項の対象





### 3. 今後の市街化区域における神戸らしい緑地施策の新たな展開

#### (1) 課題に対する基本的な考え方

「緑」には、ヒートアイランド現象の緩和による環境維持・改善機能や生物の生息環境確保等の生態的機能、延焼の防止等の防災機能、美しい自然景観や都市景観等を創り出す景観形成機能、休息や精神の安定等につながる健康・レクリエーション機能といった様々な役割がある。

特に市街地の緑は、周りが都市化・宅地化されていく中で残された、或いは創られた貴重な存在である。地域の緑と居住者との営みから醸成されるその地域の個性やそこから育まれる文化が背景となって生み出される、良好な都市環境や景観を形成しているこれらの緑の存在は、市民共有の「財産」と考えられ、まもり育てていかなければならない。

市街地の緑は公有地だけでなく私有地にあるものも多く、これら双方をまもり育てていくことが重要であることから、施策の検討にあたっては市民・土地所有者・事業者・行政等が一体となって緑をまもり育てていく「協働と参画」の視点が大切である。また、緑だけでなく建築も含めた景観等の諸施策とも連携することが重要である。

以下に、市街化区域の緑のあり方についての3つの検討事項に対する基本的な考え方を示す。

#### ①市街地に残る一団の緑のあり方

- ・ これらの緑は西区、北区、須磨区北部や垂水区北部等、近年市街化が進んでいる地域に多く存在する。
- ・ 神戸の緑は六甲山や旧市街地だけでなく、これら新しいまちに展開する緑もまた「神戸らしい」緑であり、まもり育てていく必要がある。
- ・ まもり育てる施策は、開発されていない緑と、開発団地に保存・育成された緑とに分けて検討する。
- ・ 開発されていない緑の場合は、今後の開発と緑との調和を図るための方策を講じていく必要がある。
- ・ 開発団地に保存・育成された緑については、その大切さを啓発していくことが重要である。また、良好な状態でまもり育てていくような方策を検討する必要がある。

#### ②市街地に点在する緑のあり方

- ・ これらの緑は、東灘区から灘区、中央区、兵庫区、長田区、須磨区南部、垂水区南部に広がる旧市街地に多く存在し、山と街並みと海がつながる神戸独特の景観に古くからとけ込んでいる。
- ・ 「神戸らしい緑花まちづくりプラン<sup>\*3</sup>」で神戸の顔と位置づけられているいわゆる“お屋敷町”や“旧別荘地”等のエリアに多く存在しており、「神戸ら

しさ」を維持するためにも、これらの緑の景観や環境がまもり育てられていく必要がある。

- ・ 市街地に点在する緑をまもり育てることは、良好な景観を形成するだけでなく、火災の延焼を防ぐなど災害の防止やその被害の低減も期待できる。
- ・ 周辺環境や景観をまもり育てていく上で、民有の緑の存在は重要である。そのためには、これらの緑の大切さを啓発していくことが重要である。
- ・ 単体の緑として価値のあるものや周辺部の良好な環境の維持のために役立っている緑について、まもり育てていく必要がある。
- ・ いわゆる“お屋敷町”や“旧別荘地”等、点在する緑が数多く存在する区域一帯については、面的にまもり育てていく必要がある。

### ③風致地区周辺地域のあり方

- ・ 主に東灘区市街地における風致地区の周辺では、緑量を増やし建物の高さを抑えることで、良好な緑等の景観が途切れることなく、緑豊かな景観が広がるまち並みをつくっていくことが重要である。
- ・ 風致地区とその周辺部を含めた一帯については、緑をまもり育てていくことに関する啓発を行うことが重要である。
- ・ 良好な風致をまもり育てていくためには、景観への配慮も必要であり、建物の高さなどといった緑以外の視点も加味すべきである。

#### ※3…「神戸らしい緑花まちづくりプラン」

神戸市緑の基本計画のアクションプランである「神戸らしい総合的な都市緑花施策」において、選択と集中、新たな視点から重点的に取り組むべき花と緑に関する施策を取りまとめたもの。市民との協働と参画による花と緑あふれる神戸らしいまちづくりを進めることによって、いきいきと輝いて、いつまでも住み続けたくなり、内外の人々が集い交流する創造力に飛んだ元気なまちを目指す。

## (2) 課題に対する具体的な取り組み

次に、市街化区域の緑をまもり育てるための具体的な施策について示す。

新たな施策として「ふれあい市民緑地（仮称）」、「緑地保全配慮地区」、「景観緑地」が考えられる。また、市民の方々の参画が特に期待される施策として「ふれあい市民緑地（仮称）」、「まちづくり協定」、「地区計画」、「市民公園」、「市民の木・森」が考えられる。

これらの施策の体系を図4に、イメージを図5に示した。

### ①市街地に残る一団の緑をまもり育てる

- a. 開発されていない緑（まとまった緑が存在し、長期に渡って市街化が図られていない地域）
  - ・ 都市計画の見直しで市街化調整区域に編入される場合は、併せて「みどりの聖域」等の指定により緑を担保していくことが望まれる。

- ・ 開発計画がある場合には、開発時に事業者に対して、土地利用計画において緑をまもり育てていくことへの配慮を働きかけて、良好な都市環境の維持創造につながる開発へ誘導していくことが大切である。
- ・ 当面開発が見込まれない地域で開放可能な緑については、市民参画により緑をまもり育てる「ふれあい市民緑地」（仮称）や現行の「市民公園」の認定等の施策導入を検討していく必要がある。

#### **b. 開発団地内の緑**

- ・ 良好な緑が創出されている既成住宅団地においては、第一段階として、緑の大切さを啓発する効果が期待される「緑地保全配慮地区」を指定していくことが重要である。
- ・ 次の段階として、周辺緑地等において開放可能な緑については、「ふれあい市民緑地」（仮称）等の施策導入を検討していく必要がある。また、住宅地内の緑については、「まちづくり協定」や「地区計画」等により、協働と参画で緑をまもり育てていく必要がある。

### **②市街地に点在する緑をまもり育てる**

- ・ 点在する緑が数多く存在し、周辺部も包括して緑をまもり育てていくことが必要な地域においては、第一段階として、「緑地保全配慮地区」を指定することにより、緑の大切さを啓発していくことが重要である。
- ・ 次の段階として、社寺林等において市民開放が可能な緑については、「市民公園」の認定や「市民の木・森」の指定を、また、屋敷林等の市民開放が困難な緑については、「景観緑地」等の認定を、土地所有者の理解を得ながら進め、緑の持続性を高めていくことが重要である。
- ・ 「緑地保全配慮地区」の中でいわゆる“お屋敷町”や“旧別荘地”等、美しく風格のある街並みをもった地域においては、「都市景観形成地域」や「地区計画」等の制度と連携しながら、景観にも配慮して緑をまもり育てていく必要がある。
- ・ なお、点在する緑が少なく疎らな場合は、「緑地保全配慮地区」の段階を踏まずとも、「市民公園」や「市民の木・森」、「景観緑地」等を認定・指定していく必要がある。

### **③風致地区周辺地域の施策を講じる**

- ・ 風致地区の周辺部の小さく滲み出した緑も含めて面的にまもり育てていくことが必要な一帯においては、第一段階として、「緑地保全配慮地区」を指定することにより、緑の大切さを啓発していくことが重要である。
- ・ 次の段階として、「緑地保全配慮地区」の中で、いわゆる“お屋敷町”や“旧別荘地”等、美しく風格のある街並みをもった地域においては、「都市景観形成地域」や「地区計画」等の制度と連携しながら、景観にも配慮して緑をま

- ・ 風致地区周辺では、高度地区等の制度との連携により景観への配慮を図ることが重要である。

### (3) 「協働と参画」を実現するための広報・啓発の取り組み

これからの施策展開にあたっては、市民・土地所有者・企業・行政等が一体となって緑をまもり育てていく「協働と参画」の視点が不可欠である。市街地に残る緑が市民共有の「財産」であると同時に、「協働と参画」への市民意識もまたまちの「財産」であると考えられ、市はこれらの緑を共にまもり育てることができるよう努めなければならない。そのためには、以下の点に留意する必要がある。

- ・ 緑をまもり育てるための施策の情報を、市民によりわかりやすく提供し、理解を深めてもらうこと。
- ・ 施策展開にあたっては、パブリックコメントを実施するなど市民の意見の反映に努めること。
- ・ 次世代育成の観点から、学校教育との連携についても検討すること。
- ・ 市民活動がより活発になるように、緑をまもり育てる活動に寄与した人や団体等に対する顕彰制度についても検討すること。

### (4) 施策の実現に向けて

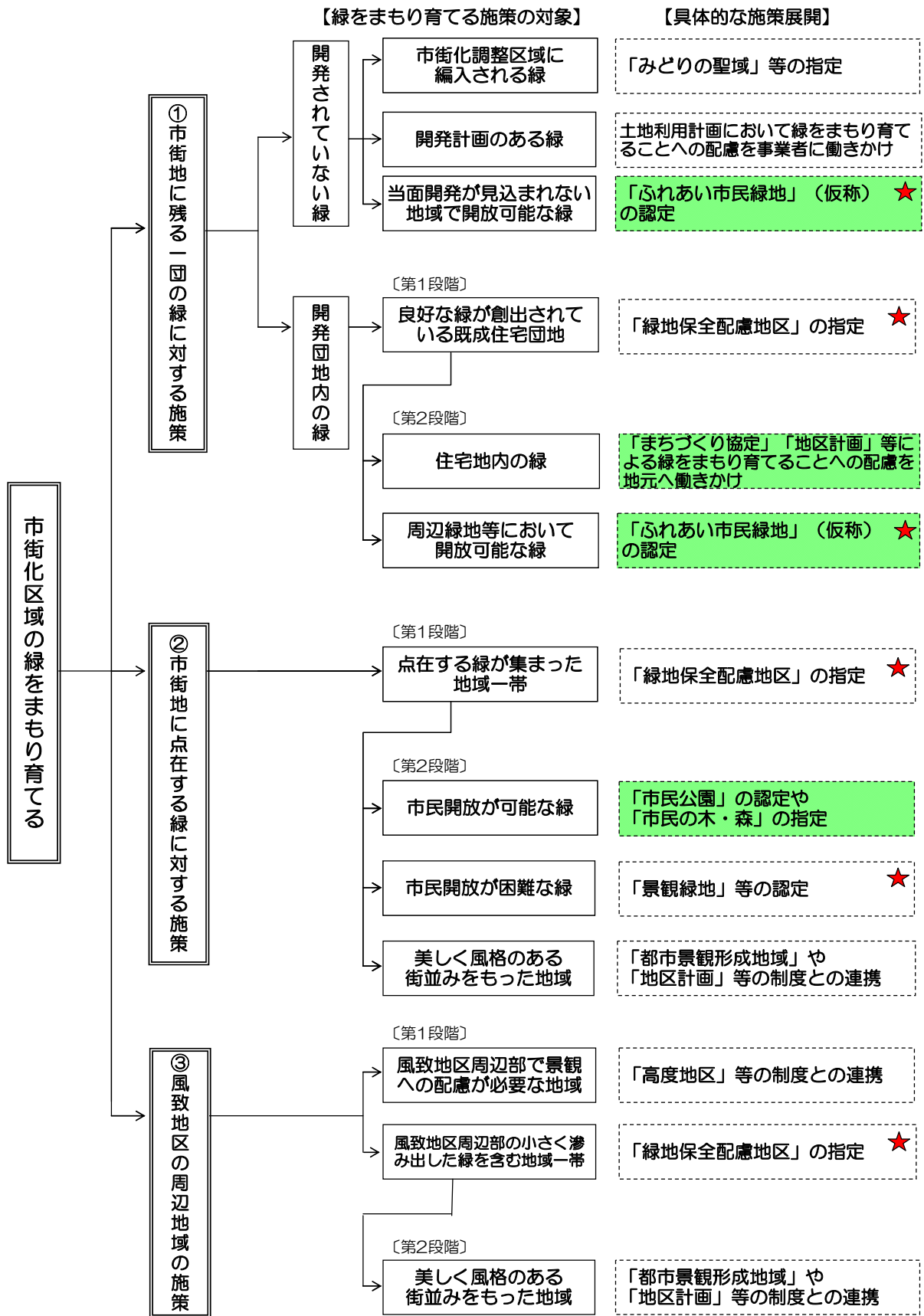
施策の実現に向け、以下の取り組みが必要である。

- ・ 本答申の内容を受けて、市としての方針を、市民に向けてわかりやすく発信すること。
- ・ 「緑地保全配慮地区」は緑の基本計画への位置づけが必要であることから、その手続きを行うこと。この地区では、緑をまもり育てる施策のみならず、緑をつくり育てる施策とも連携し、これらを総合的に展開していくこと。
- ・ 「ふれあい市民緑地」や「景観緑地」等の導入に向けた関係条例等の整備を行うこと。また「ふれあい市民緑地」では、市民や企業等が参画できる仕組みについて検討すること。
- ・ 「地区計画」や「都市景観形成地域」等を活用していくために関係部局との連携を図ること。特に、景観に関する施策との連携を強めることは、緑をまもり育てていく上で非常に重要である。

また、都市計画等の変更の際には、種々の現行緑地規制についても、その区域や考え方について整理し、市民にとってわかりやすい施策体系となるよう見直していくべきである。

加えて市は、施策展開を速やかに行うために、市民やNPO及び事業者等の活動に関してそれぞれの情報が互いに共有できるように努めることが望まれる。

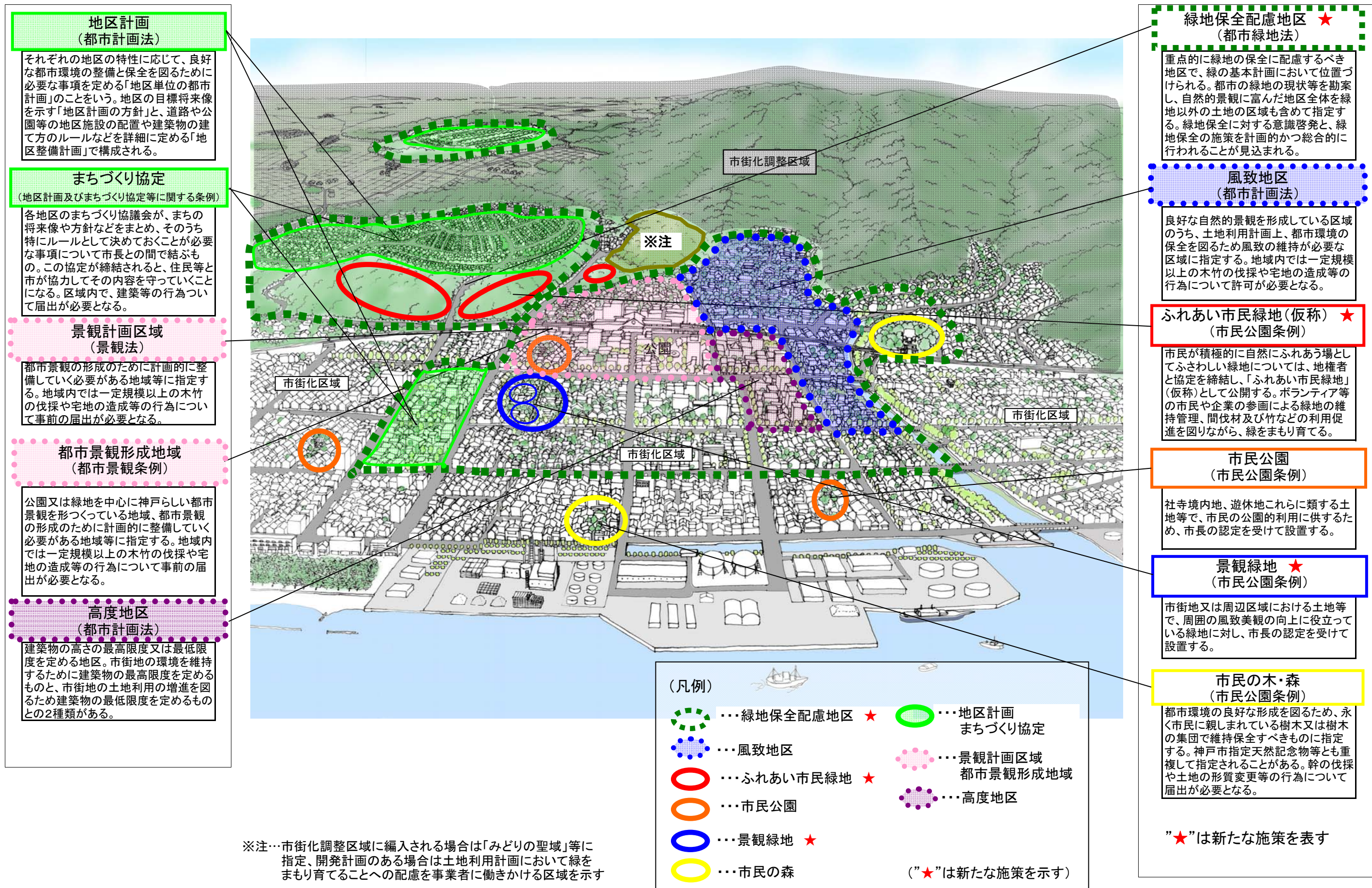
図4. 市街化区域の緑をまもり育てる施策の体系



★ 新たな施策

市民の方々の参画が特に期待される施策

図5. 施策展開のイメージ



## 4. おわりに

身近な環境問題に対する市民意識の高まりなど社会情勢が大きく変化する中で、神戸らしさを活かした新たな緑地施策が求められるようになったため、本答申において、緑をまもり育てていくことについての方策を示した。

市街化区域の緑をまもり育てるための具体的な施策を検討するにあたっては、協働と参画、既存法制度の活用、新たな制度の創設といった視点から審議を進めてきた。

緑をまもり育てていくための今後の施策展開にあたって市は、市民等が参画しやすい仕組みづくりと情報提供に努めることが必要であり、それを基盤に市民が主体となった多様な取り組みが始まることが望まれる。

なお、今回の審議の対象としていないが、以下の3点が審議会において話題になったので触れておきたい。

まず一つ目は、市街化調整区域の緑に関してである。近郊緑地保全区域等、緑をまもり育てることに関しての規制が比較的緩やかな制度については、制度のあり方についての検討が必要である。

二つ目は、市街地の緑をつくり育てることに関してである。公園や街路樹はもとより、民有地の緑化推進にも努め、よりいっそう緑豊かなまちづくりを目指すべきである。

三つ目は、市民の財産である既存の公園に関してである。緑を含めて、地域のニーズにふさわしい公園のあり方について考えていくべきである。

神戸らしい緑を、次の世代に残していくためにも、市においては、本答申を真摯に受け止めて、関係機関をはじめ関係部局との連携を図りながら、緑地施策のより一層の推進に努められることを切望するものである。

## <補足資料>

用語解説



## 用語解説（掲載ページ順）

### 【風致、風致地区】表紙、p.1

風致とは「おもむき、あじわい、風趣」などの意を指し（『広辞苑』より）、風致地区は樹林地や水辺地などで構成された良好な自然的景観を呈している地域に指定される。都市計画法および、風致地区内における建築等の規制に関する条例により定められ、地域内では一定規模以上の木竹の伐採や宅地の造成、建築等の行為について市長の許可が必要となる。

### 【グリーンコウベ作戦】 p.1

経済の高度成長による市街化の波が神戸の町にも押し寄せせる中で、昭和46年に「都市に緑を」という声をバックにスタートした緑化戦略のことをいう。①市街地の緑化②団地等の緑化③背山の緑化④臨海地域の緑化⑤市民参加の緑化の5本柱で展開している。

### 【特別緑地保全地区】 p.1

都市緑地法により定められる。都市の良好な自然環境を形成する重要な緑地に指定され、地区内では一定規模以上の木竹の伐採や宅地の造成等の行為について許可が必要となるなど、現状凍結的な厳しい規制を行う。

### 【みどりの聖域】 p.1

市街化調整区域内の緑地の保全と活用の調和を図るため、「緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例」により定められる区域で、「緑地の保存区域」「緑地の保全区域」「緑地の育成区域」の3つからなる。行為制限や緑地の買入れ・助成等の制度を運用し、将来にわたり、緑に恵まれた神戸の自然を守り育てるとともに、秩序ある市民利用をめざす。

### 【人と自然との共生ゾーン】 p.1

人と自然の共生ゾーンの指定に関する条例により定められる。地域農業の振興とあわせ、農村地域における秩序ある土地利用、自然環境や農村文化等の地域資源の保全と活用を図り、人と自然が共生できる緑豊かで活力ある農業・農村地域づくりを目指すために、市街化調整区域において設定している区域をいう。

### 【市街化区域、市街化調整区域】 p.1

都市計画法により定められる。市街化区域とは、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。市街化調整区域とは、市街化を抑制すべき区域をいう。

### 【ヒートアイランド現象】 p.1

都市部の気温が、ビルや道路舗装による太陽光の蓄熱、都市部に林立するビルの空調設備から排出される暖気、自動車などから排出される廃熱、樹木の減少による土中の保水力低下などが原因となって、その周辺に比べて異常な高温を示す状況を指す。近年、都市部で問題視される現象の1つである。

### 【里山】 p.1

人里離れた奥山ではなく、集落の近くにあって、地域住民の生活と密接に結びついた森や田んぼなどのある場所を指す。かつて、薪炭生産、堆肥や木灰の生産、木材生産など農業を営むのに必要であった樹林を含む。雑木林などの二次的自然は、重要な里山風景の一部である。

### 【防砂の施設】 p.3

都市計画法により定められる都市施設の一部で、土砂災害防止のための整備を行う必要がある地域に指定する。神戸市の場合には六甲山系の南斜面において、災害防止と樹林整備のためのグリーンベルト事業を行うために指定されている。

【近郊緑地保全区域】 p.3

近畿圏の既成都市区域の郊外や首都圏の近郊整備地帯内の保全区域の緑地で、水辺地、樹林地などで良い自然環境を形成している区域に指定される。近畿圏の場合は、近畿圏の保全区域の整備に関する法律により、国が広域的、長期的見地から指定する。

【屋敷林、お屋敷町】 p.4, p.6

屋敷林とは屋敷すなわち家屋の敷地内に植えられた樹木帯を指し(図説民族建築大辞典より)、本文でいうお屋敷町とは、このような屋敷林が多く集まって緑豊かな街並みを呈している地域のことを指している。神戸では、東灘区住吉川付近の山手地区や、須磨区の須磨駅北側周辺などに見られる。

【ふれあい市民緑地】(仮称) p.7

市民が積極的に自然にふれあう場としてふさわしい緑地について、地権者と協定を締結し、「ふれあい市民緑地」(仮称)として公開する。ボランティア等の市民や企業の参画による緑地の維持管理、間伐材及び竹などの利用促進を図りながら、緑をまもり育てる。ボランティアなど市民団体にとっては活動フィールドが広がるとともに、土地所有者にとっては管理負担が軽減されるなどのメリットが考えられる。

【緑地保全配慮地区】 p.7

都市緑地法で定められている、重点的に緑地の保全に配慮すべき地区のことをいう。指定にあたっては、緑の基本計画において位置づける必要がある。都市の緑地の現状等を勘案し、自然的景観に富んだ地区全体を緑地以外の土地の区域も含めて指定する。緑地保全に関する意識啓発と、緑地保全の施策を計画的かつ総合的に行われることが見込まれる。

【景観緑地】 p.7

市民公園条例により定められる。市街地又は周辺区域における土地等で、樹木等がその大部分を覆い、周囲の風致美観の向上に役立っている緑地に対し、市民公園(間接利用)として市長の認定を受けて設置するものである。市民公園(間接利用)は、「景観緑地」の他に小面積の「点状緑地」と道路沿線の「線状緑地」がある。

【まちづくり協定】 p.7

各地区のまちづくり協議会が、まちの将来像や方針などをまとめ、そのうち特にルールとして決めておくことが必要な事項について市長との間で結ぶもので、神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例により定めることができる。この協定が締結されると、住民等と市が協力してその内容を守っていくことになる。まちづくり協定の区域内で、建築などの行為を行おうとする人は、あらかじめその内容を市長に届け出ることが必要となる。

【地区計画】 p.7

それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の整備と保全を図るために必要な事項を定める「地区単位の都市計画」のことをいい、都市計画法などにより定めることができる。地区の目標将来像を示す「地区計画の方針」と、道路や公園等の地区施設の配置や建築物の建て方のルールなどを詳細に定める「地区整備計画」で構成される。

【市民公園】 p.7

市民公園条例で定められ、この場合は市民公園の直接利用のことを指す。市民公園の直接利用は、社寺境内地、遊休地これらに類する土地等で、市民の公園的利用に供するため、市長の認定を受けて設置するものである。(間接利用については「景観緑地」の説明を参照)

【市民の木・森】 p.7

市民公園条例により定められる。都市環境の良好な形成を図るため、永く市民に親しまれている樹木又は樹木の集団で維持保全すべきものに指定する。幹の伐採や土地の形質変更等の行為について届出が必要となる。

【都市景観形成地域（景観計画区域）】 p.8

景観法により定められる。公園又は緑地を中心に神戸らしい都市景観を形づくっている地域、都市景観の形成のために計画的に整備する必要がある地域等に指定する。地域内では、一定規模以上の木竹の伐採や宅地の造成等の行為について事前の届出が必要となる。

【高度地区】 p.9

市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区をいい、都市計画法により定められる。市街地の環境を維持するために建築物の最高限度を定めるものと、市街地の土地利用の増進を図るため建築物の最低限度を定めるものとの2種類がある。

【緑の基本計画（グリーンコウベ21プラン）】 p.9

都市における総合的な緑に関するマスタープラン（市町村の緑地保全及び緑化の推進に関する基本計画）を指す。平成6年の都市緑地保全法（現：都市緑地法）の改正により、住民にもっとも身近な自治体である市町村が策定できるようになった。公園・緑地の整備や、道路、河川、等の公共公益施設並びに民有地の緑化に関する方針などを定める。（）内は本市における名称である。

## < 参考資料 >

1. 神戸市公園緑地審議会規則
2. 神戸市公園緑地審議会運営要領
3. 諮問書
4. 神戸市公園緑地審議会委員名簿
5. 審議経過

# 1. 神戸市公園緑地審議会規則

昭和 57 年 7 月 1 日  
規則第 46 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 31 年 11 月条例第 36 号）第 2 条の規定に基づき、神戸市公園緑地審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、20 人以内の委員で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市民

(3) 市会議員

(4) 関係行政機関の職員

2 学識経験者及び市民のうちから委嘱される委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の当該委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 市会議員及び関係行政機関の職員のうちから委嘱される委員の任期は、当該職にある期間とする。

5 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議の期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審議会に関する事務を処理し、審議회를代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 6 条 審議会は、必要のあると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、説明を受け、又は意見を聴くことができる。

(部会)

第 7 条 審議会は、次条に規定する風致地区内建築等審査部会のほか、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 第 4 条第 2 項、第 5 条及び前条の規定は部会について準用する。

(風致地区内建築等審査部会)

第8条 審議会に、風致地区内建築等審査部会を置く。

- 2 風致地区内建築等審査部会は、風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年4月条例第32号)第7条第3項の規定により審議会が市長から意見を聴かれる事項のうち審議会が全体の議決を経る必要がないと認めるものについて調査審議する。
- 3 前項に規定する事項については、風致地区内建築等審査部会の議決をもって審議会の議決とする。
- 4 風致地区内建築等審査部会が議決を行ったときは、風致地区内建築等審査部会長は、次の審議会の会議においてこれを審議会に報告しなければならない。

(幹事及び書記)

第9条 審議会に、幹事及び書記若干名を置く。

- 2 幹事及び書記は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、会長又は部会長の命を受けて、審議会及び部会の所掌事務について委員及び臨時委員を補佐する。
- 4 書記は、幹事の命を受けて、審議会及び部会の事務に従事する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、建設局において処理する。

(施行細目の委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和57年7月5日から施行する。  
(風致地区内建築等審議会規則の廃止)
- 2 神戸市風致地区内建築等審議会規則(昭和46年4月規則第18号)は、廃止する。

附 則(平成8年4月1日規則第7号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年6月7日規則第12号)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

## 2. 神戸市公園緑地審議会運営要領

平成 19 年 5 月 24 日  
神戸市公園緑地審議会決定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、神戸市公園緑地審議会（以下「審議会」という。）規則第 11 条の規定に基づき、審議会の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第 2 条 審議会に、審議会規則第 8 条に規定する風致地区内建築等審査部会のほか、計画・緑化部会及び活用・運営部会を置くものとする。

(部会の内容)

第 3 条 前条に規定する計画・緑化部会は、神戸市における公園・緑地及び都市緑化等に関する計画・施策について調査・検討・審議する。

2 前条に規定する活用・運営部会は、神戸市の公園・緑地の活用や、管理運営に関することについて調査・検討・審議する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 19 年 5 月 24 日から施行する。

### 3. 諮問書

神建公計 第75号  
平成19年7月24日

神戸市公園緑地審議会

会長 杉本 正美 様

神戸市長 矢田 立郎

## 諮 問

神戸の市街地及びその周辺部における風致や緑地を守り育てていくため、次の事項について諮問いたします。

## 記

神戸らしい緑地施策のあり方について



#### 4. 神戸市公園緑地審議会委員名簿

委員 (計16人)

(敬称略、50音順)

氏名	役職	合同部会
(学識経験者) 9人		
◎ 杉本 正美	神戸芸術工科大学名誉教授	◎
安田 丑作	神戸大学大学院工学研究科教授	○
中瀬 勲	兵庫県立大学自然・環境科学研究所教授	
荏原 明則	関西学院大学大学院司法研究科教授	○
梶木 典子	神戸女子大学家政学部准教授	
高崎 邦子	JTB西日本広報室長	
田中 泰雄	神戸大学自然科学系先端融合研究環都市安全研究センター教授	○
槇村 久子	京都女子大学現代社会学部教授	○
森本 幸裕	京都大学大学院地球環境学堂教授	○
(市民) 4人		
小山 光一	連合神戸地域協議会副議長	○
計谷 和明	神戸商工会議所理事・事務局長	○
藤原 礼子	神戸市婦人団体協議会理事	○
マスダ マキコ	ドングリネット神戸代表	○
(市会議員) 2人		
本岡 せつ子	建設水道委員会委員長	
むらの 誠一	建設水道委員会副委員長	
(関係行政機関) 1人		
本井 敏雄	兵庫県県土整備部まちづくり局長	○

※ 氏名欄の◎印は会長。

※ 合同部会は、風致地区内建築等審査部会と計画・緑化部会との合同。

※ 合同部会欄の◎印は部会長。○印は部会に所属する委員。

## 5. 審議経過

開催日・会場	審議会・合同部会	検討内容
平成19年7月24日 神戸市役所 1号館 14階 大会議室	第2回 神戸市公園緑地審議会	○諮問 ○諮問事項の審議の進め方について ・ 諮問事項の説明 ・ 今後の予定
平成19年9月28日 神戸市役所 1号館 14階 AV1会議室	第1回 合同部会※	○調査報告
平成19年12月4日 神戸市役所 1号館 14階 1141会議室	第2回 合同部会	○緑地施策案の検討
平成20年2月6日 神戸市役所 1号館 14階 1141会議室	第3回 合同部会	○市民意見の報告 ○答申書案の検討
平成20年3月13日 神戸市役所 1号館 14階 大会議室	第4回 合同部会	○答申書案の検討
平成20年3月28日 神戸市役所 1号館 23階 1235会議室	第3回 神戸市公園緑地審議会	○答申書案の審議

※ 合同部会は、風致地区内建築等審査部会と計画・緑化部会との合同